

京都市教育委員会教育長告示第2号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成23年6月17日

京都市教育委員会  
教育長 高桑三男

臨時に休所する日 平成23年12月5日（月）及び同月6日（火）

（野外活動施設花背山の家事業課）